

農協事業における農業支援サービス等のあり方検討会 設置要領

1 楽 旨

農協に期待される農業支援サービスは、これまでの農作業受託にとどまらず、今後、機械シェアリングや人材派遣、情報分析など事業内容が多岐にわたるほか、共同利用施設についても再編整備を通じてより広域での利用が想定されるなど、事業内容や地理的範囲が拡大し、新たな事業展開が期待される。

このため、農協事業における農業支援サービスの持続的実施、複数農協で共同利用施設を設置する場合の運営等のあり方について検討を行う検討会を設置するものとする。

2 検討会の招集

検討会は、農林水産省経営局長が招集する。

3 委員等

- (1) 委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 農林水産省経営局長は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。

4 運営

- (1) 検討会は、原則として会議及び議事は非公開で行う。
- (2) 配布資料及び議事要旨は、検討会終了後、構成員の確認を経た上で、農林水産省ホームページに掲載する。ただし、委員、ヒアリング対象者その他の出席者からの提出資料であって、提出者が非公開を希望したもの及び検討会において非公開とすることが適当であると認めた資料については、この限りではない。
- (3) 検討会の事務局は、農産局総務課生産推進室及び技術普及課の協力を得つつ、経営局協同組織課において行う。
- (4) この要領に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は経営局長が定める。

(別紙)

農協事業における農業支援サービス等のあり方検討会 構成員

【関係団体、学識経験者】

尾高 恵美 株式会社農林中金総合研究所 リサーチ&ソリューション第1部長
坂本 裕之 全国農協青年組織協議会 副会長
島田 和彦 一般社団法人 農林水産航空・農業支援サービス協会 事務局長
藤間 則和 一般社団法人 全国農業協同組合中央会 常務理事
日比 健 全国農業協同組合連合会 常務理事

【農林水産省】

佐藤 紳 農産局 生産振興審議官
上原 健一 農産局 総務課 生産推進室長
吉田 剛 農産局 技術普及課長
美保 雄一郎 農産局 技術普及課 生産資材対策室長

小林 大樹 経営局長
岩間 浩 大臣官房審議官（兼経営局）
新川 元康 経営局 協同組織課長
森本 信樹 経営局 協同組織課 経営・組織対策室長